

令和5年度

社会福祉法人あま市社会福祉協議会事業計画

■ 基本方針

▶ 基本的な考え方

経済格差に伴う貧困問題、家族や地域社会の絆の崩壊など、社会・経済情勢の変化に伴う諸課題への対応が求められている中、これまでの日常生活や地域福祉のあり方が一変し、つながりの希薄化や分断による孤立の拡がり、減収・失業による生活困窮状態の深刻化など、複雑・多様化した福祉課題に対する適切な対応が求められている中、本年4月には「こども家庭庁」が創設され、新たな子ども政策の司令塔として、少子化対策とともに、社会福祉分野としても「虐待」、「貧困」、「いじめ」、「ヤングケアラー」等の多様な課題に向き合っていくことを期待される重要な1年となります。

また、全国の社協において、総力を挙げて取り組んだ「特例貸付」に係る償還事務も開始され、本市においても貸付を通じ、これまで見えづらかった生活課題も明らかになり、自立支援に向けて「生活困窮者自立支援制度」や「生活保護制度」の見直しも予定される中、膨大な借受人の自立を支援するための実効性のある体制の構築が課題となっています。

一方「超少子高齢化・人口減少社会」「人生百年時代」といわれ、さらには、コロナ禍による「新しい生活様式」の実践が求められている今、誰もが生涯を通じて、「安心・安全・心豊かに暮らせる地域社会」が実感できるように、10年、20年先の社協の姿を見据えた活動に取り組む必要があることから、本会では、あま市とともに「第3次あま市地域福祉計画・あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の一体的な策定を行うとともに、市民に対して、持続可能で多様性と包摂性のある「地域共生社会」の実現に向けた活動を展開します。

本会では、コロナ禍における3年間の厳しい状況下にあって、文字通りエッセンシャルワークとして福祉現場が守り続けられたのは、熱意や使命感に裏打ちされた福祉の「現場力」であり、そうした期待はより一層大きなものとなり、福祉事業に対する社会的信頼の維持向上は欠かせないと考えます。

行政機関、民生委員・児童委員、福祉団体、共同募金運動等をはじめとする幅広い皆様とのネットワークを活かし、知恵を出し合いながら、日々変化する地域生活課題の解決に取り組んでまいります。

■ 重点目標

▶ 重点的な事業

(1) 成年後見制度に関する事業

成年後見制度に基づき、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理をすることが難しい方が、住み慣れたあま市で安心して暮らせるようにお手伝いをさせていただくとともに、事業名を法人後見業務「サポートあま」として、令和5年7月より運用を開始します。

本事業は、あま市との連携・協働により、本会において新たに実施する成年後見制度事業となります。

(2) 第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定

本市において必要とする地域福祉活動の方向性を示す「第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を行政とともに一体的な策定を行います。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

地域福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

■ 事業内容

(1) 企画・広報事業

① まるっとあま（社協だより）

市民に対して社会福祉協議会の活動状況及び事業等の情報を発信するとともに、より見やすく、親しみやすい情報誌の作成に努めます。

◆発行 年4回（4月・7月・10月・1月）

② ホームページ（スマートフォン対応）

ホームページにて地域福祉の最新情報を頻繁に更新し、より一層の地域福祉への理解や参加の促進を図りつつ、バナー広告への掲載についても募集に努めます。

③ SNSの活用

LINE公式アカウント (@amasyakyo) を使用し、登録をされている方々に本会の事業及び福祉の情報等を積極的に発信し、認知度の向上や事業参加の促進や登録者の拡充を図ります。

④マスコットキャラクター

マスコットキャラクター、「あーちゃんとまーちゃん」を本会のホームページや広報誌、各種資材や事業等で活用することで、本会の認知度の向上とイメージの定着等を図ります。

⑤第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定

第2次地域福祉活動計画の計画期間の最終年に至り、計画の進捗状況や評価、令和4年度に実施した地域福祉に関するアンケート結果等をもとに、行政が策定する第3次地域福祉計画と連携し、令和6年度から5年間の第3次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画を一体的に策定します。

(2) 地域福祉推進事業

①会員募集

地域福祉の推進を図るため、必要な事業財源を確保することを主旨として、普通会员及び法人会員の募集を実施します。

◆強化月間

- ・ 6月 法人会員（法人及び事業所等）年額1口 3,000円
- ・ 7月 普通会员（個人）年額1口 500円

②配食サービス

市内に住所を有する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯、又は身体障がい者であって、食事を作ることが困難な方を対象に配食サービスを実施するとともに、安否確認を行います。

◆実施日 毎週月曜日～土曜日（週6回まで利用可能）

◆費用 1食 400円

③寝具洗濯乾燥消毒サービス

市内に住所を有する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯、又は身体障がい者であって、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な方を対象に実施します。

◆乾燥・消毒 年4回（4月・8月・10月・2月）

◆洗濯 年2回（6月・12月）

※1回につき寝具（掛布団・敷布団・毛布）4枚まで

④車いすの貸出

市内に住所を有する他制度を利用できない方で、疾病・外泊等により車いすを必要とする方に貸出し、日常生活の便宜や社会参加の促進と福祉の向上を図ります。

◆貸出期間 1か月以内

⑤福祉教育の推進

福祉教育を推進するため、市内の小学校、中学校、高等学校を社会福祉協力校に指定し、福祉実践学習の機会を提供するとともに、必要な相談支援を行います。

また、保育園等に対し、高齢者等と交流する機会を提供し、情操教育の一助とするとともに、日常的な福祉の実践へつながるきっかけづくりを行います。

- ◆対象 市内の保育園・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等
- ◆内容 事業費補助・福祉実践教室の開催・福祉教育に関する相談支援

⑥福祉団体の育成・援護

市内6団体に対して支援を行い、活動の強化及び向上を図ります。

- ◆団体名 ・市老人クラブ連合会 ・市子ども会連絡協議会
- ・市身体障害者福祉協会 ・市心身障害児者保護者会
- ・市母子寡婦福祉会 ・市遺族連合会

⑦たすけ愛協力店

地域福祉活動の推進にご協力いただける店舗、事業所等を『たすけ愛協力店』とし、身近なところで福祉に関する情報や募金箱などを設置することにより、広く市民の皆様へ福祉の理解を深めていただくことを目的に実施します。

- ◆対象 市内に店舗を有する事業者等
- ◆内容 福祉募金箱（通称：たすけ愛チャリティボックス）の設置及び事業等のポスター掲示の協力

(3) 共同募金配分事業

①ふれあい・いきいきサロン支援事業

生きがい・健康・仲間づくり等を目的として、住民が主体となって行われる小地域でのつどいや茶話会をはじめとした身近な範囲でのサロン（居場所づくり）活動に対し、必要な相談支援及びサロン運営費の補助を行うとともに、サロン実践者の交流・情報交換会等を実施します。

また、コロナ禍における新たな生活様式を適用した安全なサロン運営が定着するよう働きかけることで、継続した居場所づくりをボランティアセンターとともに支援します。

- ◆助成金 新規開設等 20,000円
- ◆運営費 補助金基本額（1か月）2,000円
同月内において開催日が1回増えるごとに1,000円を増額
ただし、上限額を月6,000円までとする

◆サロン設置状況 27か所(令和5年2月1日現在)

②ボランティア団体への補助

市内における、無償福祉ボランティアの活動支援を目的として、補助金を交付します。

◆補助対象 ボランティアセンターに登録している福祉を目的とする無償福祉ボランティア団体

◆補助額 1団体(年額) 15,000円

③車いす専用車の貸出

傷病等により歩行や車両の乗り降りが困難な市内に住所を有する方、または、親族が市内に住所を有する方に対し、車いす専用車を貸出します。

◆利用日 月曜日～金曜日(ただし、祝日及び年末年始は除く)

◆利用時間 午前8時30分～午後5時

◆費用 無料(ただし、通行料・駐車料金等は実費負担)

④親子防災体験事業

市内に住所を有する小・中学生及びその保護者を対象に、防災に関する知識を身につけ意識を高めるとともに、体験を通して参加者相互の交流を深めることを目的に実施します。

◆期 日 令和5年8月5日(土)

◆場 所 あま市甚目寺総合体育館

◆対象者 あま市内の小中学生・中学生とその保護者

⑤心身障がい児・者クリスマス会

市内に住所を有する療育手帳所持者を対象にクリスマス会を開催し、参加者相互の交流及び親睦を深めるために実施します。

◆期 日 令和5年12月9日(土)

◆場 所 あま市甚目寺総合体育館

◆対象者 あま市に在住する療育手帳所持者及び市心身障害児者保護者会員

⑥あまのかけあしS(移動援助サービス事業)

市内に住所を有する概ね75歳以上の単身世帯、高齢者世帯であって単独で外出が困難で、家族や親族の移動援助協力等を得ることができない方を対象に、家族等の介助者の添乗のもと、運転ボランティアによる移動援助サービスを実施します。

◆利用目的 医療機関への通院・官公庁での手続き・金融機関での手続き等

- ◆実施範囲 あま市内
- ◆利用日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ◆利用時間 午前9時～午後5時の内3時間以内
- ◆利用回数 月2回まで
- ◆費用 無料（ただし、有料駐車場等は実費負担）

⑦小・中学校入学児童生徒への祝品

市内における小学校へ入学する児童を対象に、勉強に必要な文房具類等を祝品として支給します。また、ひとり親世帯が入学シーズンとなる時期に出費が重なることへの不安が高まっていることから、市内の中学校へ入学するひとり親世帯の生徒を対象に祝品を支給します。

⑧福祉人材育成事業

介護・障がい福祉分野における人材確保のため、未経験介護職希望者に対し介護職員初任者研修を実施することにより、あま市内における福祉人材不足の解消をはじめ、就労の機会を設けることを目的に実施します。

- ◆期 日 令和5年11月から全15回予定
- ◆場 所 あま市甚目寺総合福祉会館他
- ◆対象者 あま市内に在住在勤（18歳以上）で、研修終了後には市内に所在する介護・障がい福祉分野の施設や事業所に勤務する意思のある方等
- ◆費 用 一部負担金があります。
（令和4年度実績 一人20,000円）

⑨福祉啓発講演会（新規）

「地域共生社会の実現に向けて」とは何か、そして今、注目を集めている「子ども食堂」、「フードドライブ」への取り組みを学び、地域において私達（市民・法人及び事業所）にできることを考える機会として開催します。

- ◆期 日 令和5年8月8日（火）
- ◆場 所 あま市七宝焼アートヴィレッジ
- ◆対象者 あま市内に在住在勤の方

⑩フードドライブ・フードパントリー事業（新規）

生活困窮にある世帯への支援として、「フードドライブ」、「フードパントリー」を実施し、食品支援やその他必要とされる様々な支援へと繋げることを目的として実施します。

フードドライブとは、家庭などで食べきれずに余っている食品を持ち寄り、福祉施設やフードバンクに寄付する活動のことです。

フードパントリーとは、さまざまな理由で生活に困っている人々に、食品などを無償で配布する福祉活動です。

本会における事務所などを拠点として、支給対象者、支給量、支給日などを決めて提供します。

(4) ボランティアセンター運営事業

ボランティア活動をしたい方とボランティア活動に来てほしい方を繋げ、ボランティア活動の機会を広く提供します。

また、ボランティア活動の輪を広げ、情報の提供や各種講座の開催、地域支援活動に関する相談や援助を行います。

① ボランティアセンター運営委員会

センターの事業推進及び機能充実を図るため、運営委員会を開催します。

- ・開催回数 年3回（4月・9月・2月）予定

② ボランティア情報の発信

まるっとあま（社協だより）をはじめ、ホームページやSNS等を活用して、登録団体の紹介、ボランティア事業の周知、報告、募集情報などを発信します。

③ ボランティア養成講座の開催

あま市で必要とされるボランティア活動の推進を図るため、各種ボランティアの養成に努めます。

また、手話奉仕員養成講座は大治町社会福祉協議会と共同開催します。

・手話奉仕員養成講座

- ◆期 日 令和5年5月から全40回予定
- ◆場 所 あま市甚目寺総合福祉会館
大治町総合福祉センター希望の家
- ◆対象者 あま市及び大治町に在住在勤の方
- ◆費 用 無料（ただし、テキスト代は実費負担）

・ボランティア養成講座

- ◆期 日 令和5年8月予定
- ◆場 所 あま市甚目寺総合福祉会館
- ◆対象者 あま市内に在学及び在住在勤の方

・移動援助サービス協力員養成講座

- ◆期 日 令和5年11月予定
- ◆場 所 あま市甚目寺総合福祉会館
- ◆対象者 あま市に在住在勤の方

④安心支え合いネットワーク事業の推進

市内に住所を有する65歳以上の単身世帯、高齢者世帯を対象に「見守り、声かけ、お助け（ゴミ出し、買い物支援）、安心電話」の活動からなる、無償ボランティア活動を推進します。

⑤ボランティアフェスティバルの開催

市民活動祭（あまのわ）と共同して、市民団体及びボランティア団体が一堂に会し、あま市を盛り上げ、市民の輪を広げることを目的とした市民による市民のための啓発事業を開催します。

◆期 日 令和5年10月21日（土）

◆場 所 あま市甚目寺総合体育館予定

⑥ボランティア活動保険の加入

ボランティア活動保険加入手続きをはじめ、加入者の活動中におけるケガ等による傷害保険・賠償保険の受付窓口を行います。

⑦災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

南海トラフ地震をはじめ、各種の災害を想定した災害ボランティアセンターの設置及び運営の手順等について、職員、防災ボランティアが相互に認識し訓練を実施します。

◆期 日 令和6年3月予定

◆場 所 あま市甚目寺総合福祉会館予定

⑧福祉出前講座

本会の事業や取組に対し、本会の職員を講師として派遣し、市民等の本会に関する理解や地域福祉への関心を高めるため、福祉出前講座を実施し、市民との協働による地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

（5）介護保険事業

①居宅介護支援

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、定期的にモニタリングを行い、適宜、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

◆事業所名 あま市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）

・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

・事業種別 居宅介護支援、介護予防支援、第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）、要介護認定調査

②訪問介護（ホームヘルプサービス）

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、入浴・排泄・食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、必要と認められる場合は休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・事業種別 訪問介護、あま市ホームヘルプサービス第1号訪問事業（訪問従来型サービス・訪問基準緩和型サービス）

③通所介護（デイサービスセンター）

利用者が、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、社会的孤立感の解消や心身機能の維持並びにご家族の身体的・精神的な負担の軽減などを目的として、事業所において食事や入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練などのサービスを日帰りでを行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会七宝デイサービスセンター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・提供時間 午前9時50分～午後4時00分
- ・事業場所 あま市七宝老人福祉センター
- ・事業種別 地域密着型通所介護・第1号通所事業（通所従来型サービス）
- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会美和デイサービスセンター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・提供時間 午前9時50分～午後4時00分
- ・事業場所 あま市美和総合福祉センターすみれの里
- ・事業種別 通所介護・第1号通所事業（通所従来型サービス・通所基準緩和型サービス）
- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会甚目寺デイサービスセンター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・提供時間 午前9時50分～午後4時00分
- ・事業場所 あま市甚目寺地域福祉センター（甚目寺総合福祉会館内）
- ・事業種別 地域密着型通所介護・1号通所事業（通所従来型サービス・通所基準緩和型サービス）

(6) 地域包括支援センター（委託型）

地域で暮らす高齢者やその家族が安心して暮らせるように、福祉、医療、介護などの様々な面から総合的な支援を行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会地域包括支援センター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・事業場所 あま市甚目寺総合福祉会館
あま市七宝老人福祉センター
あま市美和総合福祉センターすみれの里

(7) 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者の身近な生活を支援する環境づくりを推進します。

①生活支援コーディネーターの配置

高齢者の日常生活上の支援体制を整備していくために、生活支援コーディネーターを配置します。

生活支援コーディネーターは、生活支援における社会資源の開発や充実、関係者間のネットワークの構築、住民主体による支え合い体制づくりの啓発活動などに取り組みます。

②生活支援体制整備協議体の運営

生活支援の体制整備に向け、多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による社会資源開発等を推進するための話し合いの場である生活支援体制整備協議体の運営を行います。

(8) 指定管理受託事業

①福祉センター

総合的な福祉サービスを提供するとともに、市民の健康の増進と福祉活動を助長し、社会交流及び福祉の向上を図り、各種相談、入浴、教養の向上及び、レクリエーションのための便宜を供与します。

- ◆名 称 あま市七宝老人福祉センター
あま市美和老人福祉センター
(美和総合福祉センターすみれの里内)
- ・開館日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・開館時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・利用時間 午前9時00分～午後4時00分

②障がい福祉施設

障がい福祉施設が、公の施設であることを常に念頭におき、適切な管理を行います。

- ◆名 称 あま市くすのきの家
あま市美和ひまわり作業所
あま市くすのきの家（西館）
- ・開 館 日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・開館時間 午前8時30分～午後5時15分

③地域福祉センター

地域福祉センターは、地域における福祉活動の拠点として地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、入浴、給食サービス等の活動の場を提供し、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ります。

- ◆名 称 あま市甚目寺地域福祉センター（甚目寺総合福祉会館内）
- ・開 館 日 月曜日～土曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・開館時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・利用時間 午前9時00分～午後5時00分

(9) 障害相談支援事業

市からの受託による一般相談を行うとともに、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業として、身体、知的、精神に障がいがある方及び難病の方等を対象に日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談等支援を行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会障害相談支援事業所
- ・事業内容 総合的な相談支援、福祉サービスの利用援助及び利用計画の作成、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、生活の継続に必要な直接的な支援、専門機関との連携・紹介、海部東部障害者総合支援協議会への協力など
- ・営 業 日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

(10) 障害福祉サービス事業

①就労継続支援B型

雇用されることが困難な知的障がいの方に就労の機会や生産活動等の機会の提供、また、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

- ◆事業所名 あま市くすのきの家
あま市美和ひまわり作業所
- ・営 業 日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・提供時間 午前9時00分～午後4時00分

②生活介護

常時介護等を必要とする知的障がいの方が、安定した生活を営めるように、創作活動や日常生活訓練を中心としたプログラムを提供し、介護や日常生活上の支援を行います。

- ◆事業所名 あま市くすのきの家（西館）
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・提供時間 午前9時00分～午後4時00分

③居宅介護

障がいにより介護を必要とする方に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、必要と認められる場合は、休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

④重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、必要と認められる場合は、休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

⑤同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方が外出時において、同行、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護、外出する際に必要な援助を行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、必要と認められる場合は、休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

⑥移動支援

あま市が実施する地域生活支援事業において、地域における障がい者等の自立生活及び社会参加の促進を目的として、屋外での移動が困難な

障がい者等に、ヘルパー等が外出のための支援を行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会訪問介護事業所
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、必要と認められる場合は、休日及び営業時間外において可能な限り対応いたします。）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分

⑦基準該当生活介護

介護保険法による指定通所介護事業者として、地域において生活介護が提供されていないこと等により、生活介護を受けることが困難な障がい者に対して、通所介護サービスを日帰りで行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会甚目寺デイサービスセンター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・提供時間 午前9時50分～午後4時00分
- ・事業場所 あま市甚目寺地域福祉センター（甚目寺総合福祉会館内）

⑧地域活動支援センター

障がい児者の方が、地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう事業所において、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活を送る為に必要な日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練などのサービスを日帰りで行います。

- ◆事業所名 あま市社会福祉協議会甚目寺デイサービスセンター
- ・営業日 月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・提供時間 午前9時50分～午後4時00分
- ・事業場所 あま市甚目寺地域福祉センター（甚目寺総合福祉会館内）

(11) 総合相談・生活支援事業

①心配ごと相談

- a. 広く地域住民の日常生活上あらゆる相談に応じ、社会資源を有効に活用できるように適切な助言を行います。

- ◆実施日及び場所

第1木曜日 あま市美和総合福祉センターすみれの里

第2木曜日 あま市甚目寺総合福祉会館

第3木曜日 あま市七宝老人福祉センター

※都合により相談日を変更する場合があります。

- ・時間 午前10時00分～正午（午前11時30分受付終了）
- ・相談員 民生委員・児童委員、主任児童委員
- ・内容 日常生活のあらゆる不安や悩みごとに対して助言等

b. 愛知県弁護士会に委託し、相談者に対して、専門的な立場から適確な助言を行います。

◆実施日及び場所

第1・3木曜日 あま市甚目寺総合福祉会館

第2木曜日 あま市美和総合福祉センターすみれの里

第4木曜日 あま市七宝老人福祉センター

※都合により開催日を変更する場合があります。

・時 間 午前10時00分～正午（1件30分・予約制）

・相談員 弁護士

・内 容 日常生活上のトラブルに対して法的なアドバイス等

②司法書士による相続・登記相談

愛知県司法書士会と共同主催にて事業を実施し、相談者に対して専門的な立場から、適確な助言を行います。

◆実施日及び場所

奇数月第4木曜日 あま市甚目寺総合福祉会館

偶数月第4木曜日 あま市美和総合福祉センターすみれの里

奇数月第2木曜日 あま市七宝老人福祉センター

※都合により開催日を変更する場合があります。

・時 間 午前10時00分～正午（1件30分・予約制）

・相談員 司法書士

・内 容 相続や遺言の手続き及び登記手続きに対する助言

③日常生活自立支援事業

日常生活に不安を抱える認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の出し入れ、書類の管理などをするのに不安のある方に対して、専門員及び生活支援員が、福祉サービスを利用する支援を行います。

また、愛知県社会福祉協議会と連携して、円滑に自立支援サービスを提供します。

- ◆内 容
- ・福祉サービスの利用援助
 - ・日常的な金銭管理サービス
 - ・書類等の預かりサービス

④法人後見業務「サポートあま」（新規）

法人後見業務では、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい方が、住み慣れたあま市（地域）で安心して暮らせるように成年後見制度の活用をお手伝いします。

また、地域のセーフティネットとしての役割のほか、将来的な観点と

して後見業務への市民参加の場づくりや中核機関であるあま市権利擁護センターとの連携・協働を図り、長年にわたり地域福祉の推進を担ってきた社協が「第三者後見人」として実施します。

(12) 貸付制度

①生活福祉資金貸付制度

低所得世帯等に対して、低利息または無利子で資金貸付と民生委員等による必要な援助指導を行うことにより経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図ります。

- ◆種 類 ・ 総合支援資金
- ・ 福祉資金
- ・ 教育支援資金
- ・ 不動産担保型生活資金

②くらし資金貸付制度

生活の不安定な低所得世帯に対して生活を保全し、経済的自立を助けます。

- ◆種 類 ・ 医療費
- ・ 生活費
- ・ その他、くらしを営む上で必要な資金

③市つなぎ資金貸付制

市内に居住する生活保護申請者及び被保護者に対して、保護費支に必要なつなぎ資金及び不時の出費の為に必要な資金を無利子で貸付けます。

- ◆種 類 ・ 保護費の初回支給までの生活費
- ・ 生活を営む上で必要な資金